

亀山市立地適正化計画（改定骨子案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当 ページ	項目	意見	回答
1	1	計画改定の目的	企業立地の促進が本市の基礎をなす人口増加やにぎわいの確保につながらない状況が出ているとしているにも関わらず、企業立地を促進することで働く場を拡大すると同時に、働く場の拡大を都市の活性化につなげることが急務としているのは矛盾しているのではないか。	働く場の拡大を人口増加やにぎわいの確保につなげるべく、都市機能の一層の集積や既成市街地への居住の誘導を図ってまいりたいと考えております。
2	14	第3章 これまでの取組と課題	「第3章 これまでの取組と課題」では、「1, 居住誘導について」、「2, 都市機能誘導について」、「3, 定量的目標の達成状況」の項目別に総括されているが、端的に言っていずれも成功していない。居住誘導では、「居住誘導区域外における市街地の拡大は依然として進行」しているとし、都市機能誘導では、「計画策定後に新たに立地した5つの商業施設のうち、3施設が誘導区域外に立地し、かつ、売り場面積率では全体の約8割を占めて」いるとし、さらに定量的目標の達成状況では、3つの地域全てで実績値が目標値に届いていない。 こういう結果となった深い総括を記述すべきである。特に亀山市で立地適正化計画を進めることが妥当かどうかを含めた記述が必要である。	御意見の内容を踏まえ、目標値の達成に至らなかった要因を追記します。 また、本市においては、以前から都市拠点における都市機能の集積と既成市街地への居住の誘導を図るとともに、拠点と地域をネットワークで結ぶ効率的で持続可能な都市形成を目指し、ＪＲ亀山駅・ＪＲ関駅・ＪＲ井田川駅を中心とするコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めており、第3次亀山市総合計画における都市空間形成と土地利用の方針の具現化に向け、今後こうした都市形成を目指す必要があるものと考えております。
3	27	第4章 都市の現状と都市形成の課題 1. 都市の概況と課題 （４）都市の概況に関する課題	リニア駅の場所が明確にならなければ適正化計画も定まらないと考える。	本市においては、以前から都市拠点における都市機能の集積と既成市街地への居住の誘導を図るとともに、拠点と地域をネットワークで結ぶ効率的で持続可能な都市形成を目指し、ＪＲ亀山駅・ＪＲ関駅・ＪＲ井田川駅を中心とするコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めており、リニア三重県駅の駅位置にかかわらず、今後こうした都市形成を目指す必要があるものと考えております。 一方、御指摘のとおり、リニア三重県駅の駅位置の決定は、本市の将来都市構造に大きな影響を与える都市動向の変化を生じさせるものであり、駅位置の決定に伴い、計画の見直しが必要になるものと考えております。

亀山市立地適正化計画（改定骨子案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当 ページ	項目	意見	回答
4	64 66	第5章 基本的な方針	P 6 4「1, 立地適正化への方向性」では、「鉄道駅を中心とした既成市街地への都市機能及び居住の誘導等を効率的・効果的に進めることで、本市の『都市力』の向上を図りコンパクトなまちづくりを実現」とあり、P 6 6の「3, 誘導方針」では、「亀山駅周辺地区においては市域全体の中心拠点として拠点性の強化を図る」とある。 しかし、亀山駅周辺はハザードマップで0.5m以上の浸水想定区域があり、都市計画の基本としてこういう地域にわざわざ都市機能や居住を誘導することはないというのが都市計画の常識である。 亀山駅周辺での誘導はやめるべきである。 また、「方針2」と「方針3」では、「鉄道駅を中心とした既成市街地への都市機能や人口の誘導を行う」と書いているが、都市マスタープラン（骨子案）への意見でも書いたように、この方針は現計画の総括で成功していないことが明らかになっている。それを成功させるための新たな根拠も示さず、ただ漫然と現計画を引き継ぐのでは成功しない。この方針は大幅に見直しすべきである。	立地適正化計画の改定に当たり、第8章に新たに位置付けた「防災指針」において、災害ハザードからみた誘導区域見直しの考え方を示してまいります。 また、居住及び都市機能の誘導施策については、最終案において書き込みを行ってまいります。
5	64	第5章 基本的な方針	「若者」と新たに「子育て世帯の定住促進」を加えた中では、最終案を待つことなく「具体的な施策として何をどう取り組むのか」一定の方向性は示すべきである。	居住及び都市機能の誘導施策については、最終案において書き込みを行ってまいります。
6	64	第5章 基本的な方針	若者に子育て世帯を追加して定住促進を進めることは理解できるが、現計画から10年が経過し高齢化がなお一層進んでいる中で、市域全体の都市構造を考える計画であるのに高齢者や障がい者が置き去りにされた感を与えてしまうことから「定住促進による都市の価値と魅力の向上」にすべきである。	企業立地を都市の活性化につなげるため、特に若者・子育て世帯の定住促進を図り、更にはバランスの取れた年齢構成での人口の安定化につなげる趣旨としています。

亀山市立地適正化計画（改定骨子案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当 ページ	項目	意見	回答
7	65	第5章 基本的な方針 2 目指すべき都市の骨格構造	「都市づくりの基本理念」では、「リニア中央新幹線市内停車駅の設置・鈴鹿亀山道路の整備などの諸動向を更なる都市の成長・飛躍につなげる」とあるが、都市マスタープラン（骨子案）への意見でも書いたように、これらは誘導を進める鉄道駅周辺の事業とはならず、逆に郊外に新たなまちづくりが進む要因となる。 このように一方で亀山、井田川、関駅周辺の誘導を進めながら、もう一方でそこから離れた地域で新たなまちづくりを考えるという明らかに矛盾した方向性の記述は見直すべきである。	本市における持続可能な都市づくりに向けては、鈴鹿亀山道路等の整備促進による広域道路ネットワークの充実やリニア三重県駅の設置による広域交通網の更なる充実を新たな産業集積等につなげるとともに、働く場の創出による若者や子育て世帯の流入等が既成市街地の活性化にもつながるものと考えております。
8	66	第5章 基本的な方針 3 誘導方針	鉄道駅を中心とした都市機能の誘導、コンパクト・プラス・ネットワークを謳うのなら、周辺地域からのアクセス機能の強化を示すべきである。	誘導方針の方針2においては、鉄道駅を中心とした既成市街地への都市機能及び人口誘導によるコンパクトなまちづくりについて記載するとともに、ネットワークについては、地域公共交通計画との整合も図りながら、第9章 公共交通ネットワークにおいて書き込みを行ってまいります。
9	66	第5章 基本的な方針 3 誘導方針	リニア駅の場所が明確にならないと適正化計画も定まらないと考える。	本市においては、以前から都市拠点における都市機能の集積と既成市街地への居住の誘導を図るとともに、拠点と地域をネットワークで結ぶ効率的で持続可能な都市形成を目指し、ＪＲ亀山駅・ＪＲ関駅・ＪＲ井田川駅を中心とするコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めており、リニア三重県駅の駅位置にかかわらず、今後もこうした都市形成を目指す必要があるものと考えております。 一方、御指摘のとおり、リニア三重県駅の駅位置の決定は、本市の将来都市構造に大きな影響を与える都市動向の変化を生じさせるものであり、駅位置の決定に伴い、計画の見直しが必要になるものと考えております。

亀山市立地適正化計画（改定骨子案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当 ページ	項目	意見	回答
10	68	第6章 居住誘導区域	亀田町等医療福祉拠点は居住誘導地域から除外されたが、同地区は、あいあいや医療センターという都市施設に加え、都市ネットワークの拠点となる地区でもある。また、同地区は居住可能な有効な土地も広がっており、合わせて今後の都市拠点の動向変化も考えられることから早々な除外は適当でないと考えられる。	医療・福祉拠点周辺については、鉄道駅や都市機能からの距離が離れていることや、河岸段丘の地形的な隔たりがあること等を踏まえて居住誘導区域から除外することとしており、人口減少が一層進む中、一定の区域における人口密度の維持を図るためには、居住誘導区域の見直しが必要であるものと考えております。
11	71	第6章 居住誘導区域 3 エリアの設定	鉄道の駅を中心とした居住誘導区域を設定しているが、鉄道を使わない住民との関係性は都市計画上必須である。生活拠点・道路交通・公共施設を含めた多核型の誘導区域の設定をすべきである。 鉄道非利用者の生活圏を誘導区域に含めないと都市構造が実態とずれる。	本市においては、以前から都市拠点における都市機能の集積と既成市街地への居住の誘導を図るとともに、拠点と地域をネットワークで結ぶ効率的で持続可能な都市形成を目指し、ＪＲ亀山駅・ＪＲ関駅・ＪＲ井田川駅を中心とするコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めており、鉄道駅の徒歩圏といった国が示す望ましい居住誘導区域の設定との整合も図りながら、第3次亀山市総合計画における都市空間形成と土地利用の方針の具現化に向け、今後もこうした都市形成を目指す必要があるものと考えております。
12	76	第7章 都市機能誘導区域と誘導施設	居住誘導地域への情報提供は、民間活用の中で質、量ともに優れ、インパクトのあるものにしなければならない。特に空き家利用に関しては、現状の「空き家バンク」では若者・子育て世帯の心を掴めない。	誘導施策等については、住生活基本計画等の関連計画とも整合を図りながら、最終案において書き込みを行ってまいります。
13	78	第6章 居住誘導区域 3 エリアの設定	各地区別の人口予測を前提に必要な施策を具体化すべきである。 10年先の予測として0～10歳の出生数を現状と同じとして、88歳まで全ての方が生存し、89歳以降の生存を現状と同じとした場合の人口増減予測から市全体で600人減、 亀山地区で249人減、関地区・野登地区で200人減、昼生地区で118人減、川崎地区で341人増、井田川地区で200人増と予測することができる。地域別の人口の増減に合わせた施策を期待する。	コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりに向けた誘導施策については、最終案において書き込みを行ってまいります。